

振動規制法に基づく特定施設の届出について

- 1 対象施設 振動規制法施行令別表第1に掲げる施設（別紙参照）
- 2 提出期限 特定施設の設置工事に着手する30日前まで
ただし、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は、届出不要です。
- 3 提出書類
- (1) 特定施設設置届出書（様式第1）
※既に他の特定施設（その種類及び能力は問わない。）を設置している工場・事業場の場合は、「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書（様式第3）」による。
 - (2) 別紙（特定施設の構造及び使用の方法等）
 - (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
 - (4) 添付書類
 - (ア) 工場・事業場の付近の見取図
 - (イ) 特定施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
 - (ウ) 特定施設の構造や能力等の詳細が分かるもの（仕様書、図面など）
 - (エ) 振動防止施設の説明資料
- ※（1）と（2），（3）の様式は、町ホームページにも掲載しています。
- 4 提出部数 2部
※1部は正本をコピーしたもので構いません。
- 5 届出先 さつま町役場 町民環境課環境係
※届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

お問合せ先

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町役場町民環境課環境係 担当：堂脇
Tel0996-53-1111（内線 2127）